



彼岸花

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士法人
 税理士 若杉 治

〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 9月の税務と労務

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 9月30日
- 国 税 / 1月決算法人の中間申告 9月30日
- 国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月30日

9月

(長月) SEPTEMBER

15日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30



地方法人税 法人税を納める義務のある法人が、法人税額に4.4%の税率を乗じた額を納める国税。消費税率上げにより、地方団体間の税収格差が拡大することから、財政力格差の縮小を目的に創設された税で、地方法人税収全額を地方交付税として、地方団体に配分します。本年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

認定支援機関による

経営改善計画策定支援事業

（専門家と一緒に経営改善計画書を作りましょう）

借入金の返済負担等財務上の問題を抱えており、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況にあると思われます。

こうした中小企業・小規模事業者を対象として、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（税理士、会計士等、国が認める専門家。以下「認定支援機関」といいます）が、中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画などの策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進する事業が実施されています。中小企業庁のホームページ・パンフレットを参考に事業の概要をご紹介します。

1 経営改善費用等を 支援センターが負担

全都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会に「経営改善支援センター」が新設されました。この事業は、一定の要件の下、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが三分の二（上限二〇〇万円）を負担するというものです。この事業の利用申請受付期間は、平成二十六年末までとなっています。平成二十六年末までに利用申請を受けた案件に

ついては、経営改善計画策定支援に係る費用、計画策定後三年間の定期的な計画進捗状況の確認・金融機関等への報告の実施の費用についても、この事業における費用負担の対象となります。

金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させながら、①売上を増加させたい、②人件費以外でコストを削減したい、③黒字体質の企業に転換させたい、④業績悪化の根本的な課題を見つけない、⑤従業員に会社の方向性を示したい、⑥計画策定後も継続的にフォローアップを頼みたい、という方は利用を検討されてみてはいかがでしょうか。

2 経営改善計画書の必要性・ メリット

金融機関から返済条件を緩和してもらおうことで、一時的に返済負担は軽減されます。しかし、経営改善に向けた対応策を具体的に講じない限り、なかなか状況は好転せず、借入金の返済が進まないほか、状況如何では、

融資を受けることが困難になり、資金繰りに支障を来たす可能性も想定されます。

このような事態に陥らないためにも、「業況改善の可能性とその実現施策」について、目に見えるかたちで対外的に説明することが重要であり、その説明資料として、経営改善計画書の必要性が高まっています。

経営改善計画書を作成すると、①業況の改善（売上増加、コスト削減）、②金融支援の更改（返済条件の緩和等）、③金融機関、取引先からの信頼性の確保、④従業員のやる気や生産性の向上、などのメリットがあります。

3 Q & A

(1) 支援を受けるための条件はあるのでしょうか

支援対象は、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に関する手引きに、「本事業の対象となる事業者は、借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画等を策定することが難しいものの、経営改善計画の策

定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者とする」と記載されています。

また、利用申請の段階で、貸付条件を変更しているかどうかは関係ありません。金融機関からの金融支援を受けようとする、あるいは現在金融支援を受けている事業者が引き続き金融支援を受けようとする場合に対象となります。したがって、金融支援を必要としない事業者は対象となりません。

(2) 経営改善計画とはどのようなものなのでしょうか
 ビジネスモデル俯瞰図、グループ相関図、資金繰実績表、経営改善計画に関する具体的施策及び実施時期、実施計画（アクションプラン）及びモニタリング計画（原則三年程度）、資産保全表、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書等の計数計画（金融支援（条件変更・新規融資等）含む）等の内容を原則として含むものとなります。

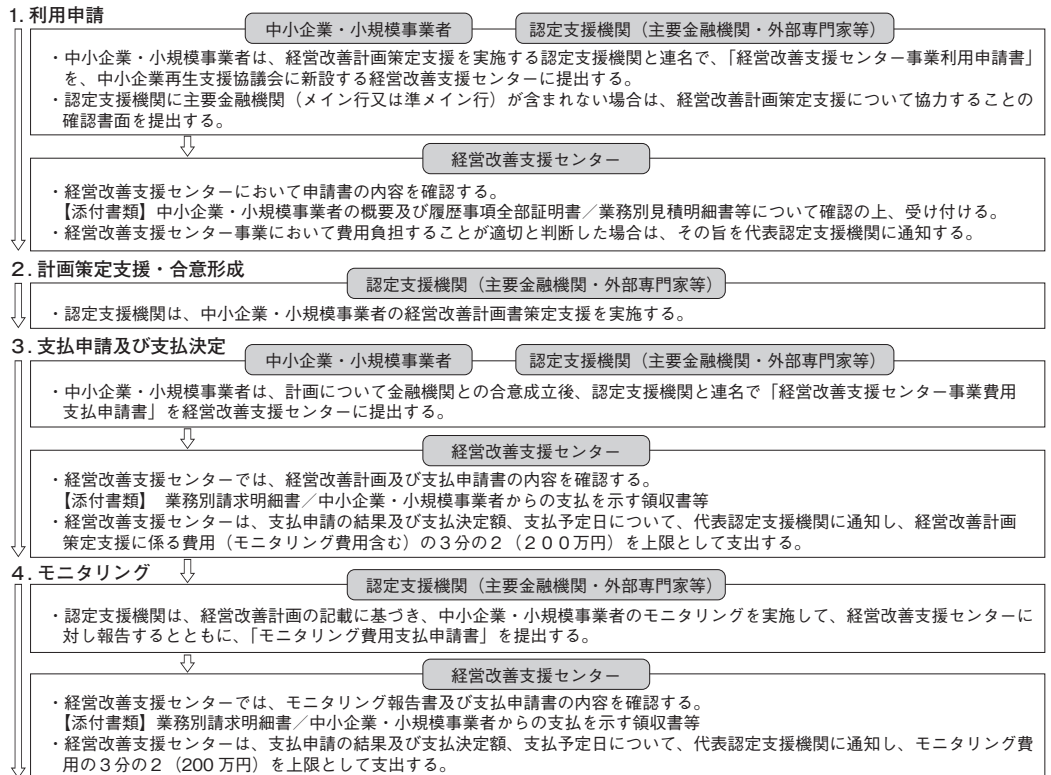
(3) 金融機関調整は誰が行うのでしょうか

原則として、金融機関調整（返済条件の緩和等の金融機関間の調整）は、事業者が認定支援機関の支援を受けて行うこととされており、バンクミーティング（事業者が主催し、認定支援機関が支援）での金融機関合意に向けた支援を実施するのは認定支援機関です。

(4) 合意形成プロセスについて教えてください

この事業では、経営改善計画について金融機関から同意を得ることが支払要件の一つとされていますが、複数の金融機関との合意形成では、直接持ち回りで同意を得る以外の手法として、①バンクミーティング、②経営サポート会議（各県毎に設置、信用保証協会等が主催）、③中小企業再生支援協議会（何度も金融機関調整を図っても金融機関からの同意を得ることが困難な場合に限り補完的に支援）が想定されています。債権者数や金融支援の内容等、主要金融機関と相談の上で適切な方法を選ぶようにしましょう。

利用申請から支払決定までの流れ（支援スキーム：中小企業庁）



消費者物価指数とは

消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したものです。これにより、同じ生活水準を維持するためにかかる費用の増減がわかります。つまり、物価が昔と比べてどれだけ上下したのかを推し量る指針となります。例えば、平成22年を100とした場

合、平成23年の指数が95だとすると、同じ生活レベルを維持することにかかるお金が5%減ったと読み取ることができます。

このように消費者物価指数は国民の生活水準を示す指標の一つで「経済の体温計」とも呼ばれています。経済政策を推進する上で重要な指標で、日本銀行が金融政策上の判断材料としているほか、賃金、家賃や公共料金改定の参考に使われるなど、官民を問わず幅広く利用されています。

本年5月30日に公表された総務省統計局のデータは次のとおりです。消費税増税の影響が現れているのでしょうか。今後も注意深く数値を見ていく必要があるでしょう。

平成22年基準 消費者物価指数 全国 平成26年4月分 (出典：総務省「消費者物価指数」)

	年平均(前年比%)			月次(前年同月比%)			
	2011年	2012年	2013年	2014年1月	2月	3月	4月
総合	▲0.3	0.0	0.4	1.4	1.5	1.6	3.4
生鮮食品を除く総合	▲0.3	▲0.1	0.4	1.3	1.3	1.3	3.2
食料及びエネルギーを除く総合*	▲1.0	▲0.6	▲0.2	0.7	0.8	0.7	2.3

【ポイント】2010年(平成22年)を100として

(1)総合指数は103.1 前月比2.1%上昇、前年同月比3.4%上昇

(2)生鮮食品を除く総合指数は103.0 前月比2.2%上昇、前年同月比3.2%上昇

(3)*食料(酒類除く)・エネルギーを除く総合指数は100.6 前月比2.0%上昇、前年同月比2.3%上昇

防災置時計

昨年7月に発売されたセイコークロックの防災置時計が、想定を約2割上回るペースで売れているとのこと。

アナログ表示、大きな文字盤、暗闇でも時間の経過がわかるように塗られた蓄光の素材などが支持され、売上を伸ばしているようです。災害時は日常とは異なった生活リズムを強いられ、時間の感覚が失われがちです。デジタルでもアナログでも時刻がわかることには違いがありませんが、災害時はアナログ表示の方がより安心感があるのかもしれない。

また、この時計はラジオやライトの機能とともに手回し充電機能も備えており、コンセントにつないでも乾電池でも動きますが、それがない場合でも動き、スマートフォンへの充電にも対応しています。単に非常用ラジオというだけではなく、本格的な目覚まし時計としても実用的で、普段から使えるので売れているのでしょう。

敬老の日とは

国民の祝日に関する法律では「多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日」を敬老の日と定めています。敬老の日には、長い間社会のために尽くしてきた高齢者を敬い、長寿を祝うとともに、高齢者の福祉について関心を深め、高齢者の生活の向上を図ろうという気持ちで込められています。敬老の日は、元々は九月十五

日でしたが、いわゆるハッピーマンデー制度の適用によって平成十五年からは九月第三月曜日となりました。敬老の日のプレゼントは、リンドウの花の入った花束や胡蝶蘭が人気で、また最近では、枯れない(一年をとらない)という想いからか、プリザーブドフラワーを贈る人も増えているそうです。